

平成26年度  
第4回新居浜市地域包括支援センター運営協議会  
次 第

＜日 時＞ 平成27年3月26日（木）

14:00～15:30

＜場 所＞ 市役所3階 応接会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成27年度地域包括支援センター事業計画（案）について
- (2) 平成27年度地域包括支援センターの職員体制について
- (3) その他

3 閉 会

【資料】

- 1 地域包括支援センター運営協議会及び地域包括支援センター職員の人員に係る基準  
について
- 2 平成27年度 重点取組事項（案）
- 3 平成27年度 新居浜市地域包括支援センター事業計画（案）
- 4 新居浜市地域包括支援センター運営に関する歳入歳出内訳書（当初予算）
- 5 平成27年度 地域包括支援センター職員体制

※なお、資料5については、会議当日のお渡しとなります。

【別紙】

- 1 地域包括支援センターの設置運営について
- 2 運営協議会設置要綱について

地域包括支援センター運営協議会及び地域包括支援センター職員の  
人員に係る基準について

前回（第3回）の地域包括支援センター運営協議会において、質問がありました次の2点  
についてご説明いたします。

1 地域包括支援センター運営協議会の設置について

運営協議会の開催については、別紙1の「地域包括支援センターの設置運営について」  
（平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老  
老発第1018001号）の通知により実施されているところでありますが、12頁か  
ら15頁に記載されている「7 地域包括支援センター運営協議会」に基づき、別紙2  
の「新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」を定め運営しております。

2 地域包括支援センターの人員基準について

（仮称）「新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」  
の制定に係る協議の中で、センターに配置する専門職の保健師、社会福祉士、主任介護  
支援専門員に準ずる資格要件についてお尋ねがありましたが、それについては別紙1の  
「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第10  
18001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号）の通知の10  
頁、「6 職員の配置等」に規定されておりますのでご参照ください。

## 平成 27 年度重点取組事項（案）

### 1 介護予防の充実の推進

地域包括支援センターにおいて平成 25 年度まで取り組んできた介護予防事業を見直し、平成 26 年度は、①二次予防事業対象者把握事業の拡充、②基本チェックリストの未回収者訪問調査、③事業参加勧奨の強化と参加率の向上、④認知症予防教室の実施、⑤愛媛県介護予防市町支援委員会の支援による直営の通所型介護予防事業の実施、⑥介護支援ボランティア事業等を実施した。

平成 27 年度は、平成 26 年度の実施状況を踏まえるとともに、制度改正による総合事業への移行準備として、事業を見直すこととした。まず、二次予防事業対象者の把握事業については、基本チェックリストの活用方法が変わることから、一斉送付は中止し、相談窓口等で活用することで適切なサービスにつなげるものとする。二次予防事業と一次予防事業は一般介護予防事業に集約されることから一次予防事業を充実させ 1 クール 12 回の教室を 8 クール実施。また、通いの場づくりや、介護予防プログラムの開発にも取り組み、住民が自ら介護予防に取り組めるよう支援する。またさらに、介護支援ボランティア事業についても施設でのボランティアから在宅でのボランティアにも範囲を広げて実施する。

さらに総合事業への移行準備として生活支援サービスの提供体制を整備する必要があるが、これについては準備会を設けて生活支援コーディネーターや協議体の設置にむけた制度設計を行う。

### 2 地域ケア会議の推進

今後、ますます高齢化が進展し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加するなか、支援や介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続していくための体制として、国は、高齢者のニーズに応じて、介護サービス、予防サービス、医療サービス、見守り等の生活支援サービス、住まいを適切に組み合わせて提供し、地域社会全体として、24 時間 365 日を通じた対応が可能なシステム、すなわち「地域包括ケアシステム」の構築を基本理念に位置付けた。

こうした中、地域包括支援センターでは、地域包括ケアシステムの構築に当たっての重要な手法である地域ケア会議について、平成 25 年度、愛媛県長寿介護課及び地域ケア会議に係る研修を受講した市内の主任介護支援専門員の協力を得て、同研修を受講した職員の指導の下、ランチを含めた模擬地域ケア会議研修を実施した。また、認知症高齢者の個別事例について、地域包括支援センターが主催し、家族、民生委員等の地域関係者、警察、介護支援専門員、介護事業者が参加した地域ケア会議を初めて開催した。

平成 26 年度は、高齢者一人ひとりのニーズに対応した支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に推進するための重要な手法である地域ケア会議を推進し、個別ケースの支援の検討を積み重ねることによって、共通する課題や共通する要因を見いだすことで把握した地域課題をもとに、不足している社会資源の開発、地域課題の解決のために必要な新たな仕組み

づくりに向けた政策形成につなげていく。

## 平成 27 年度 新居浜市地域包括支援センター事業計画（案）

## 1 指定介護予防支援事業

要支援認定者のニーズ・状況に関する的確なアセスメントやサービスの結果に対する適切な評価を行い、状態の改善・悪化防止を図り、要介護状態になることをできる限り防ぐことができるよう支援する。

## プラン作成件数

	平成 27 年度	平成 26 年度（見込）
包括分	6, 200 件	6, 100 件
委託分	12, 800 件	10, 000 件
計	19, 000 件	16, 100 件

## 2 地域支援事業

## (1) 介護予防事業（保健師を中心に対応）

## ア 一次予防事業（一般高齢者施策事業）

## (ア) 介護予防教室

第 1 号被保険者の人を対象に、生活機能の維持または向上を図るため、介護予防の基本的な知識の普及、地域への積極的な参加の支援を行う介護予防教室等を延べ 96 回開催する。

	平成 27 年度	平成 26 年度（見込）
介護予防教室開催回数	96 回	72 回
延べ参加者数	1, 920 人	1, 800 人

## (イ) ふれあい・いきいきサロン等への講師派遣

介護予防に資する地域活動の育成・支援を目的に、サロン等へ希望する講師を派遣し、自主的な介護予防活動を支援する。

	平成 27 年度	平成 26 年度（見込）
講師派遣回数	50 回	40 回
参加者数	1, 500 人	1, 200 人

## (ウ) 介護予防リーダー養成講座

平成 26 年度は介護予防に関するボランティア等の人材育成を目的に、サロンの世話人等を対象に講座を開催した。平成 27 年度からは、通いの場等で住民主体の介護予防を実践できるリーダーを養成する。4 回のコース学習を 4 つの生活圈域ごとに開催する。

	平成 27 年度	平成 26 年度（見込）
実施回数	16 回	3 回
延べ参加者数	320 人	120 人

(エ) 高齢者福祉センターの健康・介護相談

市内3か所の高齢者福祉センターへ、看護師、栄養士等が出向き、健康や介護に関する相談会を開催する。

	平成27年度	平成26年度（見込）
相談会回数	12回	12回
参加者数	180人	165人

(オ) シルバーボランティアポイント助成事業

地域でボランティア活動に取り組む高齢者の活動実績を「ポイント」として評価し、このポイントに応じて、年間5,000円を限度に交付金を交付する。平成26年度は、高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを促進してきたが、平成27年度は、在宅介護に関するボランティアにも事業を拡充する。

	平成27年度	平成26年度（見込）
ボランティア登録者数	200人	110人
受入施設・事業所数	65ヶ所	57ヶ所

(カ) 高齢者ふれあい介護予防啓発事業（新規事業）

要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に、介護予防について講座を開き、「歩くこと（生体機能・運動の必要性）」、「転倒しないこと（ストレッチ・筋トレ・転倒予防）」、「認知症にならないこと（口腔ケア・脳トレ）」のエクササイズと理論を学ぶ講座を開く。また、受講後に6回シリーズの介護予防教室を、公民館等を使用して市内5か所で実施し、家の中でも介護予防ができるエクササイズを身に付け健康づくりに役立てる。

(キ) 健康長寿地域拠点づくり事業

自治会館等を活用して、住民が主体となって魅力ある健康長寿事業を実施することのできる通いの場を作ること、高齢者の健康づくりや仲間づくりを推進する。

	平成27年度
健康長寿地域拠点数	8か所

(ク) 介護予防プログラム開発事業

効果を立証することができ、住民が主体的に取り組むことのできる介護予防プログラムを開発する。

イ 二次予防事業（特定高齢者施策事業）

（ア）二次予防事業対象者把握事業

要支援・要介護者を除く高齢者を対象に、郵送により基本チェックリストを配布・回収し、基本チェックリストの項目による対象者に、事業参加を勧奨するとともに、未回答者に対する訪問による追跡調査を行い、支援が必要な高齢者の早期発見・早期対応に努める。平成27年度からは郵送による基本チェックリストの配布は行わず、相談窓口で実施し、適切な支援につなげるために活用する。

	平成27年度	平成26年度
基本チェックリスト配布人数	650人	15,582人
基本チェックリスト回答者	650人	12,876人
基本チェックリスト未回答者		2,706人
基本チェックリストによる対象者	350人	3,632人
健診受診者		22人

（イ）通所型介護予防事業

二次予防事業対象者に、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上の3プログラムを実施する。平成27年度からは公民館等で実施する介護予防教室（はつらつレッスン、しゃっきりレッスン）については、一次予防事業に集約して実施する。

	平成27年度	平成26年度（見込）
事業参加者	60人	196人

（ウ）訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者であって、心身の状況等により通所による事業への参加が困難なものを対象に、看護師等が訪問して、必要な相談・指導等を実施する。

	平成27年度	平成26年度（見込）
事業参加者	120人	115人

（2）包括的支援事業

ア 総合相談業務（社会福祉士を中心に対応）

市内9か所の協力機関（ランチ）と連携し、介護に対する相談や健康・福祉・医療等、生活全般に関する様々な相談に応じ、問題に応じて適切なサービスや機関・制度の利用につなげる。

(ア) 地域ケアネットワーク推進協議会

各小学校区ごとに、社協支部、民生委員、見守り推進員、自治会役員、老人会、婦人会等が構成員となり、年間3～4回程度開催し、地域のニーズ発見、地域包括支援センターへの相談のつなぎ等、地域で支え合う関係づくりの推進に取り組む。

	平成27年度	平成26年度(見込)
地域ケアネットワーク推進協議会開催回数	72回	61回

(イ) ブランチ連絡会・学習会

地域包括支援センター職員と9か所の協力機関(ブランチ)の担当者による連絡会及び保健、福祉、介護等に関係する制度やサービスについての研修、事例検討等を、原則毎月1回実施する。

(ウ) 認知症高齢者地域支え合い事業(新規事業)

認知症になっても住み慣れた地域で尊厳を持ちながら穏やかに生活できるよう、市民誰もが認知症について正しく理解するとともに、地域住民が主体となり、自らの地域の認知症高齢者の見守り、安否確認、徘徊者の保護や捜索を行うネットワークづくりなど、地域の助け合い・支え合い活動に対して積極的に支援を行う。

イ 権利擁護業務(社会福祉士を中心に対応)

高齢者が尊厳をもって暮らせるよう、権利を守るため、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害対応などを行う。また、認知症に関する啓発事業として、認知症サポーター養成講座の開催(市内小中学校を含む)やパンフレットを作成し啓発を図る。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(主任介護支援専門員を中心に対応)

高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を続けられるようケアマネジャーに対する支援・指導を行うとともに、関係機関とのネットワークをつくる。

介護支援専門員の情報交換、資質向上により介護保険事業の円滑な運営・推進を図る事を目的として設立された『新居浜市介護支援専門員連絡協議会』と連携し、介護支援員を対象とした研修会の開催、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例についての具体的な支援方針の検討、指導助言等を行い、地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう支援する。

地域ケア会議についても、平成26年度は主任介護支援専門員を中心にした学習会の開催や、地域ケアネットで住民に周知するなどの取り組みを行った。平成27年度は定期開催を目指す。

	平成27年度	平成26年度
開催回数	12回	2回



### (3) 任意事業

#### ア 笑いによる健康増進事業

免疫力の向上、脳血管性認知症予防に健康効果が期待できる笑いの効用に着目し、市内2か所の公民館で落語を中心にした笑いを取り入れた介護予防教室を開催する。

	平成27年度	平成26年度（見込）
笑いの介護予防教室開催回数	16回	14回
笑いの介護予防教室参加者数	800人	580人
笑いサミット参加者数	検討中	500人

#### イ 介護相談員派遣事業

公正かつ中立的な立場で 特別養護老人ホーム、グループホーム等へ介護相談員を派遣し、利用者の要望や意見等を介護サービス事業所等に伝達し、利用者の疑問や不安の解消、苦情の未然防止に努め、サービスの質の向上を図る。

#### ウ 高齢者生きがい創出事業

昔ながらの遊び、芸能・演芸、運動・体操、その他様々な手段を用いての高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。

#### エ 在宅介護支援啓発事業

在宅で生活する要介護高齢者及び家族を支援することを目的とする事業。介護度が重度化しても、適切なサービスの利用や家族、地域の理解や支援によって住み慣れた家で、いつまでも暮らし続けることができることを啓発する。

#### エ 高齢者ふれあいカフェ事業（新規事業）

個食になりがちな高齢者に対して、健康に配慮した献立によるランチを低額で提供し、会食を楽しむ。また、笑いヨガなどの健康づくりや口腔ケア、落語などの笑いによる脳の活性化、死生観、人生観を考える終活講座、歌ごえ喫茶や介護保険講座など、毎回テーマを設けた活動を行う。高齢者の健康づくり、生きがいづくりとともに、ふれあいの場所となるカフェを開く。

### 3 その他

#### (1) 成年後見制度普及支援事業

成年後見制度の普及啓発と成年後見人等の担い手不足の解消を図るため、法人後見センターを開設している社会福祉法人に対して、安定的な運営を支援するために、補助金を交付する。

(2) 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター及び協議体を設置するための準備会を設置し、協議体の構成員や運営方法、コーディネーターの配置方法や関連する事業とお連携体制などについて、制度設計を行う。

## 新居浜市地域包括支援センター運営に関する歳入歳出内訳書（当初予算）

## 1 介護保険事業特別会計

## &lt;歳入&gt;

(単位 千円)

地域 支援 事業	項目	内容	H25年度	H26年度	H27年度
	国庫支出金	介護予防事業費25%、 包括的支援事業費・任意事業費39%	45,520	48,914	47,291
	県支出金	介護予防事業費12.5%、 包括的支援事業費・任意事業費19.5%	22,761	24,457	23,641
	支払基金交付金	介護予防事業費28%	8,758	12,345	9,849
	保険料	介護予防事業費・包括的支援事業費 ・任意事業費22%	26,529	34,724	29,535
	一般財源	介護予防事業費12.5%、 包括的支援事業費・任意事業費19.5%	22,761	24,457	25,014
	諸収入	個人負担金	—	1,536	1,000
	合 計		126,329	146,433	136,330

## &lt;歳出&gt;

(単位 千円)

地域 支援 事業	事業	内容	H25年度	H26年度	H27年度	
	介護予防事業			31,000	42,569	37,733
	介護予防一般高齢者施策事業費	介護予防ボランティア養成研修費、介護予防啓発パンフレット等作成費、介護予防教室開催委託料	2,552	4,033	13,580	
	介護予防特定高齢者施策事業費	非常勤・臨時職員人件費、車両管理費、対象者把握事業委託料、介護予防健診委託料、通所型介護予防事業委託料、未回答者訪問調査委託料	27,648	34,380	8,952	
	笑いによる健康増進事業費	笑いの健康効果評価業務委託料	800	800	800	
	シルバーボランティアポイント助成事業費	臨時職員人件費(1人)、事務費、ボランティア報酬、講習会講師謝礼、ボランティア保険料	—	3,356	3,828	
	高齢者ふれあい介護予防啓発事業費	高齢者ふれあい介護予防啓発事業委託料	—	—	420	
	介護予防プログラム開発事業費	講師謝礼、事務費、介護予防プログラム作成委託料	—	—	2,060	
	健康長寿地域拠点づくり事業費	事務費、管理業務委託料	—	—	8,093	
	包括的支援事業			94,227	93,961	93,098
	地域包括支援センター管理事業費	正規職員人件費(6人)、非常勤職員人件費(9人)、車両管理費(1台)、協力機関業務委託料(9か所)、事務費	93,448	93,181	91,198	
	総合相談権利擁護事業費	事務費、研修費、権利擁護啓発パンフレット作成費	495	482	609	
	包括的継続的ケアマネジメント支援	ケアマネジメント指導研修費	284	298	493	
	認知症高齢者地域支え合い事業費	事務費 認知症高齢者地域支え合い事業委託料	—	—	798	
	任意事業			1,102	4,466	5,499
	介護相談員派遣事業費	介護相談員活動報償費、研修費	1,102	1,266	1,799	
	高齢者生きがい創出事業費	高齢者生きがい創出事業委託料	—	2,000	2,000	
	在宅介護支援啓発事業費	在宅介護支援啓発事業委託料	—	1,200	1,200	
	高齢者ふれあいカフェ事業費	高齢者ふれあいカフェ事業費委託料	—	—	500	
	合 計		126,329	140,996	136,330	

## 2 一般会計

### (1) 介護予防支援事業

#### <歳入>

(単位 千円)

科目	内容	H25年度	H26年度	H27年度
諸収入	介護予防プラン作成料	76,630	75,685	80,449
一般財源	一般財源	12,784	11,845	11,244
合	計	89,414	87,530	91,693

#### <歳出>

(単位 千円)

事業	内容	H25年度	H26年度	H27年度
新予防給付マネジメント事業費	非常勤・臨時職員人件費(13人)、システムリース料、介護予防ケアプラン作成委託料、介護予防パンフレット作成費	89,414	87,530	91,693
合	計	89,414	87,530	91,693

### (2) その他事業

#### <歳入>

(単位 千円)

科目	内容	H25年度	H26年度	H27年度
一般財源	一般財源	—	3,200	1,000
合	計	—	3,200	1,000

#### <歳出>

(単位 千円)

事業	内容	H25年度	H26年度	H27年度
成年後見制度普及支援事業費	成年後見制度普及支援事業補助金	920	1,000	1,000
合	計	920	1,000	1,000

## 平成27年度 地域包括支援センター職員体制

	職種	常勤職員		非常勤職員	計	
		正規	臨時			
地域支援事業	包括支援係・介護予防係	保健師	3	0	1	4
		社会福祉士 (準ずる資格者含む)	3	0	4	7
		主任介護支援専門員	0	0	2	2
		介護支援専門員	0	0	3	3
		看護師	0	0	1	1
		事務員	0	2	0	2
		計	6	2	11	18

※正規職員の社会福祉士に所長を含む

※正規職員の保健師3人は、指定介護予防支援事業所の業務を兼務

所長

	職種	常勤職員		非常勤職員	計	
		正規	臨時			
指定介護予防支援	指定介護予防支援事業所	保健師	0	0	1	1
		主任介護支援専門員	0	0	2	2
		介護支援専門員	0	0	9	9
		社会福祉士	0	0	0	0
		経験ある看護師	0	0	0	0
		社会福祉主事	0	0	0	0
		事務員	0	1	0	1
		計	0	1	12	13

# 別紙 1

【改正後全文】

老計発第1018001号

老振発第1018001号

老老発第1018001号

平成18年10月18日

一部改正：平成25年3月29日

都道府県  
各指定都市介護保険主管部（局）長殿  
中核市

厚生労働省老健局計画課長

振興課長

老人保健課長

## 地域包括支援センターの設置運営について

地域包括支援センターの設置運営については、これまでも各種会議などにおいてお示ししてきたところであるが、今般、地域包括支援センターの設置運営について、下記のとおり取りまとめたところであるので、御了知の上、管内各市町村及び地域包括支援センター等に周知を図るとともに、その運用の参考にされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の技術的助言に該当するものである。

## 記

### 1 目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項）。

### 2 設置主体

センターは、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が設置できることとされている。また、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業の実施の委託を受けた者も包括的支援事業等を実施するためにセンターを設置できることとされている。

包括的支援事業の委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又は NPO 法人その他市町村が適当と認めるものとされている（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 140 条の 67）。

### 3 市町村の責務

#### (1) 設置

市町村は、法第 115 条の 46 第 1 項の目的を達成するため、センターにおいて適正に事業を実施することができるよう、その体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 役割

センターを市町村が設置する場合と包括的支援事業の実施の委託を市町村から受けた者が設置する場合のいずれの場合においても、市町村は、その設置の責任主体として、センターの運営について適切に関与しなければならない。

センターに対する具体的な市町村の関与のあり方については、地域の実情を踏まえて市町村において判断されることとなる。例えば、センターの体制整備、センターの設置・変更・廃止やセンター業務の法人への委託の可否及び方針の決定、毎年度の事業計画や収支予算、収支決算などセンターの運営に関する事項の確認などについては、センター設置の責任主体として確実に行わなければならない。

その際、市町村が事務局となって設置される地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の議を経なければならない。また、設置の可否やセンターの担当圏域設定などの最終的な決定は、市町村が行うものである。

#### (3) センターで行う事業の実施方針

市町村は、包括的支援事業をセンターに委託する場合は、委託先に対して、当該包括的支援事業の実施に係る方針を示さなければならない（法第 115 条の 47 第 1 項）。方針の内容については、例えば、以下の①から⑦までに掲げるような内容が考えられるが、具体的な方針については、地域の実情に応じて、各市町村が定めることとする。

ただし、⑤「市町村との連携方針」については、総合相談支援や権利擁護事業等において、市町村とセンターとが、どのように役割と責任を分担し連携するかといった具体的な内容を定めることが望ましい。

また、市町村が直営でセンターを運営する場合も、同趣旨の運営方針を定めることが望ましい。

- ① 市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
- ② 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- ③ 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針
- ④ 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針
- ⑤ 市町村との連携方針
- ⑥ 公正・中立性確保のための方針
- ⑦ その他地域の実情に応じて、運営協議会が必要であると判断した方針

#### (4) 設置区域

センターの設置に係る具体的な担当圏域設定に当たっては、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における保健福祉圏域（生活圏域）との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当圏域を設定するものとする。

### 4 事業内容

#### (1) 包括的支援事業

センターは、1の目的に沿って、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、

- ① 介護予防ケアマネジメント業務（法第115条の45第1項第2号）
- ② 総合相談支援業務（法第115条の45第1項第3号）
- ③ 権利擁護業務（法第115条の45第1項第4号）
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第1項第5号）

の4つの業務を地域において一体的に実施する役割を担う中核的拠点として、設置されるものである。これらの4つの業務の実施に当たっては、それぞれの業務の有する機能の連携が重要であることから、包括的支援事業の実施を委託する場合には、すべての業務（介護予防・日常生活支援総合事業（以下この通知において「総合事業」という。）を実施する場合は、二次予防事業対象者向けのケアマネジメント事業を含む。）を一括して委託しなければならない（法第115条の47第2項）。

ただし、センターが包括的支援事業の4つの業務に一体的に取り組むことを前提として、地域の住民の利便を考慮し、地域の住民に身近なところで相談を受け付け、センターにつなぐための窓口（ランチ）を設けることは可能であり、この場合、センターの運営費の一部を協力費としてランチに支出することは可能である。



① 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防ケアマネジメント業務は、二次予防事業対象者（主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の者をいう。以下同じ。）が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うものである（法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号）。

業務の内容としては、二次予防事業対象者の把握に関する事業（法第 115 条の 45 第 1 項及び施行規則第 140 条の 64）において、市町村が把握・選定した二次予防事業対象者についての介護予防ケアプランを必要に応じて作成し、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行うものである。

② 総合相談支援業務について

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである（法第 115 条の 45 第 1 項第 3 号）。

業務の内容としては、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行うものである。

③ 権利擁護業務について

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである（法第 115 条の 45 第 1 項第 4 号）。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメ

ントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものである（法第115条の45第1項第5号）。

業務の内容としては、後述する「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行うものである。

## (2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。（法第115条の46第5項）このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要である。

法第5条第3項に掲げる地域における包括的な支援体制を推進するためには、このような地域包括支援ネットワークを通じて、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図る必要がある。そのための一つの手法として、「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議体」（以下「地域ケア会議」という。）を、センター（又は市町村）が主催し、設置・運営することが考えられる。

### ① 地域ケア会議の目的

ア 個別ケースの支援内容の検討を通じた、

(i) 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援

(ii) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築

(iii) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ その他地域の実情に応じて必要と認められる事項

### ② 地域ケア会議の機能

ア 個別課題の解決

多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能

イ 地域包括支援ネットワークの構築

高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高

め地域包括支援ネットワークを構築する機能

ウ 地域課題の発見

個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能

エ 地域づくり・資源開発

インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能

オ 政策の形成

地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能

なお、オについて市町村は、センターの提言を受け、日常生活圏域ニーズ調査結果等に基づき資源を開発し、次期介護保険事業計画に位置づける等の対応を図ることが望ましい。

③ 地域ケア会議の主催者及び名称

上記②のアからウについては主にセンター主催による「地域ケア個別会議」、エ及びオについては検討内容によってセンターまたは市町村主催による「地域ケア推進会議」と称するなど、会議の目的・機能に応じて設定することが考えられる。

なお、各市町村において、すでに上記②の機能を有する会議を実施している場合、会議の名称変更を強いるものではない。

④ 地域ケア会議の構成員

会議の目的に応じ、行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織等の中から、必要に応じて出席者を調整する。

なお、地域の実情に応じて上記②のアからウの場合は実務者、エ及びオの場合は地域包括支援ネットワークを支える職種・機関の代表者レベルによる開催が考えられる。

⑤ 地域ケア会議の留意点

地域ケア会議は、個人で解決できない課題等を多職種で解決し、そのノウハウの蓄積や課題の共有によって、地域づくり・資源開発、政策形成等につなげ、さらにそれらの取組が個人の支援を充実させていくという一連のつながりで実施するとともに、特に始点となる個別ケースの支援内容の検討は極めて重要であるので、センター（又は市町村）が主体となって取組むことが求められる。

また、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①センター単位のネットワーク、②市町村単位のネットワーク、③市町村の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意する必要がある。

特に、医療と介護の連携に基づく地域包括ケアの構築のためには、在宅 医療の関係者との緊密な連携を図ることが望ましい。

なお、市町村は、要援護者の支援に必要な個人情報を、個人情報の保護 の観点にも十分留意しつつ、支援関係者間で共有する仕組みや運用について、センターと連携して構築することが望ましい。

### (3) 指定介護予防支援について

指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うものである。

この指定介護予防支援の業務は、センターが行う業務とされており、法第 115 条の 22 の規定に基づき、市町村の指定を受ける必要がある。これは、市町村が直営するセンターであっても、同様である。

また、業務の実施に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援基準」という。）を遵守するものとする。

### (4) その他

センターは、(1) から (3) までに掲げる業務を実施するほか、介護予防事業（総合事業を行う市町村においては、総合事業）のうち、①二次予防事業対象者の把握に関する事業、②介護予防に関する普及啓発を行う事業、③介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材の育成並びに介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行う事業及び④介護予防に関する事業に係る評価を行う事業、並びに総合事業を行う市町村においては、総合事業のうち⑤ケアマネジメント事業、並びに法第 115 条の 45 第 3 項に規定する任意事業（法第 115 条の 46 第 1 項及び施行規則第 140 条の 64）の委託を受けることができることとされている。

事業の内容としては、次のとおりである。

① 二次予防事業対象者の把握に関する事業とは、市町村に住所を有する 65 歳以上の者に対し、基本チェックリスト配布・回収の実施等により、二次予防事業の対象者に関する情報収集を行い、二次予防事業対象者の決定を行うものである（二次予防事業対象者の把握事業）。

② 介護予防に関する普及啓発を行う事業とは、介護予防に資する基本的な知識を普

及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布、有識者等による講演会や相談会等の開催など、市町村が効果があると認める事業を適宜実施するものである（介護予防普及啓発事業）。

- ③ 介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材の育成並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事業とは、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援など、市町村が地域における介護予防に資する活動の支援として効果があると認める事業を適宜実施するものである（地域介護予防活動支援事業）。
- ④ 介護予防に関する事業に係る評価を行う事業とは、二次予防事業（総合事業を実施する場合は、要支援・二次予防事業）及び一次予防事業それぞれの事業に対する評価を行う事業であり、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、各施策の事業評価を行うものである（二次予防事業評価事業（総合事業を実施する場合は、要支援・二次予防事業評価事業）及び一次予防事業評価事業の一部）。
- ⑤ ケアマネジメント事業とは、要支援者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）及び二次予防事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防サービス事業、生活支援サービス事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うものである。
- ⑥ 任意事業とは、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業その他介護保険事業の安定化や被保険者の地域における自立した日常生活の支援を行うため、必要な事業を実施するものである。

## 5 事業の留意点

包括的支援事業等の実施に当たっては、「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、行うものとする。

また、介護予防ケアマネジメント事業及び指定介護予防支援は、制度としては、別のものであるが、その実施に当たっては、共通の考え方に基づき、一体的に行われるものとする。

いずれの事業の実施に当たっても、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）等がそれぞれの専門性を活かしつつ、以下の点に留意しながら、

十分に連携を図るものとする。

(1) 指定介護予防支援業務の委託について

指定介護予防支援事業者たるセンターは、指定介護予防支援業務のうち一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとされている。この委託に当たっては、次の点に留意の上、行うこととする。

- ① 公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経る必要があること。
- ② 指定介護予防支援事業者が業務の一部を委託する場合においても、指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮しなければならないこと。
- ③ 業務を受託する指定居宅介護支援事業者は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要があること。
- ④ 指定介護予防支援に係る責任主体は、指定介護予防支援事業者たるセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。
- ⑤ 委託料については、介護予防サービス計画費、指定居宅介護支援事務所への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、センターが指定居宅介護支援事業所との契約において設定すること
- ⑥ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。
- ⑦ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障の無い範囲で委託すること

(2) 要支援者向けのケアマネジメント事業の委託について

総合事業を実施する市町村は、ケアマネジメント事業を市町村から委託を受けたセンターの設置者が、要支援者向けのケアマネジメント事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合においては、(1)に掲げる①～⑦について、必要に応じて参酌することが望ましい。

(3) その他

センターは、必ずしも24時間体制を採る必要はないが、緊急時の対応等の場合も想定し、センターの職員に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しておくこと

が必要である。

また、センターは、要介護者に対する指定居宅介護支援事業所の紹介を行う際には、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないよう、公平・中立性の確保に努める必要がある。

## 6 職員の配置等

### (1) センターの人員

センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（施行規則第 140 条の 66 第 1 項第 2 号）。

しかしながら、三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することもできるとされている。

- ① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。
- ② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が 5 年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者
- ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成 14 年 4 月 24 日付け老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

### (2) センターの職員の員数

専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね 3000 人以上 6000 人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各 1 人とされている（施行規則第 140 条の 66 第 1 項第 2 号）。

ただし、次に掲げる場合には、センターの担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、以下の表のとおりとすることができる（施行規則第 140 条の 66 第 1 項 3 号）。

- ① 第一号被保険者の数がおおむね 3000 人未満の市町村に設置する場合
- ② 市町村合併があった市町村又は一部事務組合若しくは広域連合で、原則の基準ではセンターの運営に支障があると運営協議会において認められた場合
- ③ 人口規模にかかわらず、地理的条件その他の事情を勘案して、特定の生活圏域に一のセンターの設置が必要であると運営協議会において認められた場合

第一号被保険者の数	配置すべき人員
おおむね 1000 人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち 1 人又は 2 人
おおむね 1000 人以上 2000 人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2000 人以上 3000 人未満	専らその職務に従事する常勤の保健師等を 1 人及び専らその職務に従事する常勤の社会福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか 1 人

センターの業務における責任体制を明確にし、また、専門職員の資質を担保する観点からは、常勤の職員を確保することが必要であり、各市町村においては、直営のセンターにおいては、常勤職員を確保するとともに、委託を行う場合には、常職員を確保できる事業者を選定するものとする。

ただし、センターの規模等に応じ、各職種ごとに専門職員を複数配置する場合には、一部の専門職員は非常勤でも可能である。また、常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、適切な業務遂行を確保できるかどうかについて運営議会の判断を得た上で、経過的に、センター職員の一部を常勤換算方法により必要人員数確保することでも足りるものとする。

なお、専門 3 職種以外の職員（センター長、事務員など）を配置することについては、包括的支援事業の業務内容や委託料の額等を勘案した上で、市町村が地域の実情に応じて判断することとして差し支えない。

### (3) 指定介護予防支援事業者の配置基準

指定介護予防支援基準において、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、事業が円滑に実施できるよう、1 人以上の必要数を配置しなければならないとされている（指定介護予防支援基準第 2 条）。

この担当職員は、次のいずれかの要件を満たすものであって、都道府県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者を充てる必要がある。

- ① 保健師
- ② 介護支援専門員
- ③ 社会福祉士
- ④ 経験ある看護師
- ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に 3 年以上従事した社会福祉主事

そのほか必要な人員については、指定介護予防支援基準において規定されている。



#### (4) 兼務関係について

センターにおける各業務を適切に実施するために、センター以外の業務との兼務は基本的には認められず、センターの業務に専従していることが必要である。ただし、以下の場合には、兼務することとしても差し支えない。

- ① 小規模市町村や専門職員を複数配置する場合には、適切な事務遂行を確保できると判断できるのであれば、センター業務以外の業務を行うことは差し支えない。
- ② 介護予防支援の事業については、センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受けて行う業務とされている。したがって、センターの職員と指定介護予防支援事業所の職員とは、(1)から(3)までの各要件を満たすものであれば、兼務して差し支えないものである。また、利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者は、人員の基準の対象外であるため、兼務して差し支えない。

また、指定介護予防支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないとされているが、指定介護予防支援の業務及びセンターの業務に従事する場合には、兼務することとしても差し支えない。

#### (5) センター職員の連携について

センターの職員は、センターにおける各業務を適切に実施するため、組織マネジメントを通じて、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種をはじめとするセンターの職員全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、連携及び協力して業務を実施しなければならない。

### 7 地域包括支援センター運営協議会

センターは、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている（施行規則第140条の66第4号）。

運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことである。そのため、センターに年度毎の事業計画を立てさせ、業務の遂行状況を評価し、次年度の事業に反映させる等、PDCAサイクルを確立させるために、センターから事業計画書等を提出させて評価する必要がある。

センターの設置・変更・廃止などに関する決定は、市町村が行うものであり、運営協議会は市町村の適切な意思決定に関与するものである。このため、利用者や被保険者の意見を反映させることができるよう、構成員を選定する必要がある。

#### (1) 設置基準

原則として、市町村ごとに1つの運営協議会を設置する。なお、複数のセンターを設置する市町村であっても、運営協議会については、1つ設置することで差し支えないが、地域の実情に応じて、例えばセンター毎に設置することも考えられる。また、複数の市町村により共同でセンターを設置運営する場合にあっては、運営協議会についても共同で設置することができる。

## (2) 構成員等

運営協議会の構成員については、次に掲げるところを標準とし、センターの公正・中立性を確保する観点から、地域の実情に応じて市町村長（特別区の区長を含む。）が選定する。なお、構成員は非常勤とし、再任することができる。

- ① 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体（医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等）
- ② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（第1号及び第2号）
- ③ 介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- ④ 前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者

また、運営協議会には会長を置くこととし、会長は、構成員の互選により選任する。なお、運営協議会には、在宅介護支援センター等の福祉関係団体が参画することが望ましい。

## (3) 所掌事務

運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

### (a) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

- ① センターの担当する圏域の設定
- ② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
- ③ センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施
- ④ センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
- ⑤ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

### (b) センターの行う業務に係る方針に関すること

運営協議会は、本通知3（3）により、市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする。

(c) センターの運営に関すること

- ① 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。
- ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書
  - イ 前年度の事業報告書及び収支決算書
  - ウ その他運営協議会が必要と認める書類
- ② 運営協議会は、上記 (b) の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際には、①イの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案するものとする。
- ア センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか
  - イ センターにおける介護予防サービス計画の作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか
  - ウ 要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っているか
  - エ 介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていないか
  - オ 介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託するにあたり、委託先の業務に支障のない範囲で委託しているか
  - カ 事業計画の進捗状況はどうか
  - キ 地域連携の仕組みづくりが適切に実施されているか
  - ク 介護支援専門員への支援が適切に実施されているか
  - ケ 高齢者虐待対応や権利擁護対応について、市町村と連携して適切な対応が取れているか
  - コ 市町村はセンターに対して適切な支援を実施しているか
  - サ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項
- なお、総合事業を実施する市町村において、要支援者介護予防ケアマネジメント事業を市町村から委託を受けたセンターの設置者が要支援者介護予防ケアマネジメント事業の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合は、運営協議会において、必要に応じて上記エ、オを参酌して評価することが望ましい。

(d) センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

(e) その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

また、4（2）に規定する地域ケア会議の目的・機能に合致し、地域づくり、資源開発、政策形成等にかかる検討を行う場合は、地域ケア会議とみなして差し支えない。

(4) 事務局

運営協議会の事務局は、市町村に置く。

(5) その他

市町村は、運営協議会の設置の準備のため、地域包括支援センター運営協議会準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置することができる。準備委員会が、運営協議会の設置要綱を決定することで、運営協議会を設立する。

また、準備委員会は、既存の介護保険事業計画作成委員会、各市町村における審議会等の既存組織を活用することとしても差し支えない。

8 地域包括支援センターの構造及び設備

センターの構造については、特別な施設基準はないが、業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。

ただし、職員配置上の問題等により、センターの業務と指定介護予防支援に関する業務を一体に行う場所を設けることが困難である場合には、当面分離することもやむを得ないが、その場合には、以下の点に留意することが必要である。

- ① 相互に連絡・調整を密に行い、センターとしての業務の組織的・一体的な実施に支障がないものであること
- ② 可能な限り速やかに、一体的に実施できる場所を確保すること

9 その他

センターの業務を適切に実施していくためには、地域住民にもセンターの存在を周知することが重要であることから、地域住民に対して広報誌等を通じて周知を図るものとする。

新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 新居浜市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、新居浜市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの設置等に関する事。
- (2) センターの業務の法人への委託等に関する事。
- (3) センターの運営状況に関する事項
- (4) センターの職員の確保に関する事項
- (5) その他地域包括ケアに関する事項

(組織)

第3条 運営協議会は委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等の関係者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者及び介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、介護保険担当課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

## 新居浜市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

### (設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第78条の2第7項及び第78条の4第6項に規定する措置として、新居浜市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 市において地域密着型サービスの指定を行い、又は行わないこととしようとするとき並びに地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするとき、市長に意見を述べること。

(2) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議すること。

### (組織)

第3条 運営委員会は委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等の関係者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者及び介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者

### (任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、介護保険担当課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月25日から施行し、改正後の新居浜市地域密着型サービス運営委員会設置要綱の規定は、平成24年度の地域密着型サービス運営委員会から適用する。



## 地域包括支援センター事業実施状況

事業	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	備考	
指定介護予防支援事業									
新予防給付									
要支援者との契約件数	1,378件	495件	398件	480件	590件	625件	603件	包括支援センター(161件)、委託(442件)	
プラン件数	7,791件	13,675件	13,320件	12,284件	12,466件	14,677件	15,979件	包括支援センター(6,083件)、委託(9,896件)	
地域支援事業									
介護予防事業									
特定高齢者施策事業									
特定高齢者把握事業	1,262人	464人	705人	1,098人	1,538人	1,550人	5,544人	特定高齢者:2,074人(健診受診:67人)	
特定高齢者通所介護予防事業	46人	48人	51人	46人	56人	69人	109人	運動機能向上及び口腔機能向上	
一般高齢者施策事業									
介護予防教室	16回	15回	16回	16回	40回	35回	48回	出席者:434人	
サロン講師派遣	—	10回	10回	16回	21回	23回	26回	参加者:814人	
ボランティア養成講座	2回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	参加者:117人(ふれあい・いきいきサロン世話人他)	
高齢者福祉センターの健康・介護相談	—	—	—	12回	12回	12回	12回	川西・川東・上部高齢者福祉センター各4回(171人)	
笑いの介護予防促進事業	介護予防教室	—	14回	14回	14回	14回	12回	笑いの健康効果評価のための講座(金栄・船木各7回)	
	講演会	1回	1回	1回	1回	1回	1回	3/26(笑いサミット166人、文セン大ホール)	
介護保険(介護予防)パンフレット	—	1,050部	1,100部	1,900部	2,500部	6,000部	3,000部	「もの忘れ相談手帳」(3,000部)	
総合相談支援事業									
地域包括支援センター相談受け	431件	482件	330件	590件	901件	910件	852件		
※継続支援ケース	192件	208件	159件	196件	283件	300件	252件		
ランチ相談受け	2,892件	4,056件	2,924件	3,070件	2,492件	2,268件	1,944件		
ランチ訪問調査	—	1,483件	1,456件	1,447件	1,466件	1,453件	—	H25から基本チェックリスト未回収者訪問調査業務に変更	
ランチ連絡会	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	毎月1回開催、事業実施状況の報告、情報交換等	
ランチとの学習会	11回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	地域ケアネットワーク検討、事例検討他	
地域ケアネットワーク推進協議会	61回	62回	66回	64回	66回	61回	66回	18校区	
権利擁護事業									
高齢者虐待相談件数	16件	13件	22件	37件	36件	29件	17件		
成年後見制度に関する相談事例	14件	22件	14件	20件	16件	31件	33件		
認知症サポーター養成事業	養成人数	79人	580人	722人	977人	1,202人	1,537人	1,126人	うち、小・中学生サポーター718人養成
	講座数	1回	23回	36回	25回	32回	27回	28回	うち、小・中開催校(小学校8校・中学校3校)
キャラバン・メイトフォローアップ研修			1回		1回				
権利擁護関係パンフレット	5,000部	5,000部	6,000部	7,300部	1,500部	1,500部	350部	パンフレット「がんばりすぎない在宅介護」(350部)	
包括的継続的ケアマネジメント									
介護支援専門員研修会	3回	3回	4回	4回	5回	5回	7回	4/17成年後見制度の概要と成年後見センターの利用について(100人) 5/8薬剤師さんがお家に来てくれるお話(89人) 9/10接遇マナー研修～接遇マナーは小さな心遣いの積み重ね～(90人) 11/11・12・13日常業務の中で困っていること、確認したいこと (川東16人・川西33人・上部33人) 3/10訪問看護ステーションとケアマネジャーとの連携について(89人)	
介護支援専門員連絡協議会	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	6/21総会(出席169人)	
その他事業									
家族介護教室	43回	46回	47回	40回	—				
介護相談員派遣事業	延べ470人	延べ435人	延べ530人	延べ515人	延べ475人	延べ535人	延べ645人	グループホーム:24、老健:3、特養:7、小規模特養6	

(案)

# 新居浜市 認知症ケアパス



平成 27 年 3 月作成

新居浜市

## 1 認知症ケアパスとは

認知症は、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたために様々な障害が起こる脳の病気です。しかし、「認知症になったら何もできなくなる」ということではありません。早く気付いて対応することでその症状を軽くしたり、進行を遅らせたりすることができます。また、介護サービスや地域の様々なサポートを受けながら、自宅で生活を続けることもできます。

認知症は、珍しい病気ではなく、誰にでも起こりうる病気です。

認知症ケアパスは認知症の状態に応じて、いつ、どこで、どの様な医療や介護サービス等を受ければよいのかを具体的に示したものです。認知症の人やその家族が安心して、できる限り住み慣れた自宅で暮らすことができるよう、また地域で認知症の人を支えていくために、「新居浜市認知症ケアパス」をご活用ください。

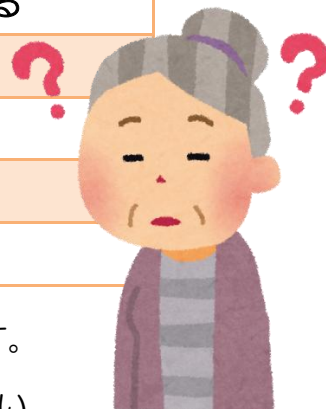
## 2 こんな時は相談を

次の項目のうち、当てはまる項目に☑を入れてみましょう。

<input type="checkbox"/>	いつも日にちを忘れている
<input type="checkbox"/>	少し前のことをしばしば忘れる
<input type="checkbox"/>	最近聞いた話を繰り返すことができない
<input type="checkbox"/>	同じことを言うことがしばしばある
<input type="checkbox"/>	いつも同じ話を繰り返す
<input type="checkbox"/>	特定の単語や言葉が出てこないことがしばしばある
<input type="checkbox"/>	話の脈絡をすぐに失う
<input type="checkbox"/>	質問を理解していないことが答えからわかる
<input type="checkbox"/>	会話を理解することがかなり困難
<input type="checkbox"/>	時間の観念がない
<input type="checkbox"/>	話のつじつまをあわせようとする
<input type="checkbox"/>	家族に依存する様子がある

当てはまる項目が**4つ以上**あれば、認知症の疑いがあります。

物忘れ相談医や地域包括支援センター等に気軽にご相談ください。



### 3 認知症に関する相談窓口

もの忘れがひどいかな？ 認知症かも？ など、心配な時は、早めに相談しましょう。

相談窓口	所在地	電話番号	
新居浜市地域包括支援センター	新居浜市役所2階	65-1245	
地域包括支援センター相談協力機関	きぼうの苑	西の土居 2-8-12	33-4488
	十全	北新町 1-5	36-0860
	プラチナガーデン	一宮町 2-6-72	31-3232
	アソカ園	郷 3-16-58	46-5251
	ふたば荘	船木 959-3	40-1661
	三恵	萩生 67-60	40-3370
	おくらの里	御蔵町 11-23	31-6116
	医師会	庄内町 4-7-54	34-5675
社会福祉協議会別子山分室	別子山乙 241-6	64-2350	
新居浜市保健センター	庄内町 4-7-17	35-1070	
民生・児童委員	地区担当制です。☎地域福祉課 ☎65-1237		
西条保健所健康増進課（※）	西条市喜多川 796-1	56-1300(代)	
新居浜警察署生活安全課（※）	久保田町 3-9-8	35-0110(代)	
居宅介護支援事業所	介護保険サービスを利用時にご相談ください。 ☎介護福祉課 ☎65-1241・地域包括支援センター ☎65-1245		

（※）認知症の人や家族に危険が及び時や、徘徊があるなどの時にご相談ください。

### 4 認知症の相談・治療ができる医療機関

次の医療機関で認知症の相談や治療ができます。予約が必要な場合や、休診日・休診時間などもありますので、電話で確認してから受診しましょう。



地区	医療機関名	住所	電話番号
上部	泉川診療所	瀬戸町 1-2	41-6110
	岩崎病院	中萩町 2-5	41-6030
	かとうクリニック	船木甲 4322-2	40-2400

地区	医療機関名	住所	電話番号
	加藤医院	松原町 12-44	43-7068
	財団新居浜病院	松原町 13-47	43-6151
	十全第二病院（認知症疾患医療センター）	新田町 1-1-28	47-6681
	すみ整形外科リハビリ科	土橋 1-12-43	66-1201
	立花病院	喜光地町 1-13-29	41-4118
	中萩診療所	萩生 1061	40-2525
	はやし外科クリニック	萩生 1191	41-0801
	胃腸科内科松村クリニック	中筋町 2-1-1	66-1555
	みどりクリニック	北内 4-10-79	43-3943
	山内クリニック	松木町 3-37	31-7717
川東	知元医院	松神子 4-1-10	45-1525
	三木医院	垣生 1-7-34	45-0008
	宮下整形外科内科	松神子 3-1-26	45-3833
川西	井石内科医院	西原町 1-1-65	32-5370
	木村放射線科医院	中須賀町 1-3-52	32-8474
	児嶋内科胃腸科	泉宮町 3-13	34-8880
	こんどう外科内科胃腸科クリニック	田所町 4-70	34-1211
	こんどう心療内科	坂井町 2-5-14	37-3888
	十全総合病院	北新町 1-5	33-1818
	新田診療所	新田町 1-9-9	34-0207
	西条道前病院新居浜診療所	西町 1-12	37-1533
	新居浜協立病院	若水町 1-7-45	37-2000
	新居浜山内病院	徳常町 6-13	37-0022
	吉松外科胃腸科	田所町 3-5	32-5787

## 5 認知症の人の歯科相談・治療ができる歯科医療機関

次の医療機関で認知症の人の歯科相談や治療ができます。予約が必要な場合や、休診日・休診時間などもありますので、電話で確認してから受診しましょう。


地区	歯科医療機関名	住所	電話番号
上部	浅井歯科医院	船木甲 2366-1	40-1451
	岡嶋歯科医院	中萩町 1-7	41-6365
	亀川歯科	萩生 1138-3	41-8333
	川向歯科医院	中村 4-5-42	66-2025
	こたに歯科医院	星原町 6-15	43-1811
	サトウ歯科	土橋 1-10-24	41-6551

地区	歯科医療機関名	住所	電話番号
	直野孝則歯科	中筋町 1-6-38	40-6585
	直野良信歯科医院	中西町 2-6	40-0257
	直野佳美歯科診療所	東田 2-1606-1	40-1823
	中川歯科医院	萩生 2742-3	44-7708
	林歯科クリニック	萩生 509-1	66-1500
	秀歯科医院	中村松木 1-13-48	44-7896
	真鍋歯科医院	喜光地町 1-13-12	41-6525
	もり歯科	松木町 1-26	43-1015
	山下歯科クリニック	松原町 4-48	43-0115
	横川歯科矯正歯科クリニック	外山町 16-25	66-2024
川東	いまい歯科医院	郷 1-1-51	33-1814
	宇野歯科医院	郷 2-6-11	46-1118
	愛媛労災病院	南小松原町 13-27	33-6191
	岡歯科クリニック	垣生 2-12-38	46-2277
	こんどう歯科医院	沢津町 1-2-27	34-7711
	桜木歯科クリニック	桜木町 15-1	32-6003
	白石歯科医院	多喜浜 1-4-40	46-3533
	林田歯科医院	沢津町 2-10-21	32-2876
川西	青野歯科医院	庄内町 1-8-35	33-0038
	安保歯科医院	中須賀町 2-2-6	33-6666
	いとう歯科医院	庄内町 1-12-5	31-3978
	いんなみ森田歯科	繁本町 7-45	37-6480
	戒能歯科医院	江口町 4-19	34-5255
	加藤歯科	西の土居町 2-1-2	34-4117
	さかい歯科クリニック	西の土居町 2-16-27	31-1516
	すぎもり歯科クリニック	王子町 3-3	47-3960
	住友別子病院	王子町 3-1	37-7111
	そのだ歯科クリニック	徳常町 9-8	33-0070
	田口歯科	庄内町 5-2-51	37-5550
	中西歯科矯正歯科	中須賀町 2-2-28	32-2432
	西内歯科医院	新須賀町 3-1-76	32-4996
	ふくだ歯科	泉宮町 1-11	34-8020
	ふじた歯科クリニック	八雲町 5-39	33-3100
	藤村歯科医院	若水町 2-9-27	32-2227
	藤山歯科医院	泉池町 1-8	32-3763
	松木歯科クリニック	久保田町 3-10-3	32-3700
	松田歯科診療所	菊本町 2-1-9	33-2777
	吉津歯科医院	田所町 2-38	34-3445



## 6 認知症の経過と家族の心構え・利用できるサービスの種類

認知症の進行状態に合わせて、本人、家族と一緒に準備や予防をしながら、各種サービスを上手に利用していきましょう。

認知症の進行	認知症の疑いなし	認知症				
		認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
本人の様子		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 明らかなもの忘れがあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 買い物や金銭管理等にミスが見られるが、日常生活はほぼ自立している。</li> <li>● 新しいことがなかなか覚えられない。</li> <li>● 料理の準備や手順を考えるなど、状況判断が必要な行為が難しくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 服薬管理ができない。</li> <li>● 電話の対応や訪問者の対応などが一人では難しい。</li> <li>● 度々道に迷う。</li> <li>● 買い物など、今までできていたことにミスが目立つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 着替えや食事、トイレ等がうまくできない。</li> <li>● 財布などを盗られたと言いつす。</li> <li>● 自宅がわからなくなる。</li> <li>● 時間・日時・季節がわからなくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ほぼ寝たきりで意思の疎通が難しい。</li> <li>● 言葉によるコミュニケーションが難しくなる。</li> <li>● 声かけや介護を拒む。</li> <li>● 飲み込みが悪くなり食事に介助が必要。</li> </ul>
本人や家族の心構え準備しておくことや決めておくこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症を予防するため、規則正しい生活を心がけましょう。</li> <li>● 認知症に関する正しい知識や理解を深めておきましょう。</li> <li>● 今後の生活設計（介護、金銭管理など）について考えてみましょう。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>医療や介護について勉強しましょう。</b> 認知症を引き起こす病気により、今後の経過や介護の仕方が異なります。間違った対応は、本人の症状を悪化させる原因にもなります。周囲が適切に対応することによりおだやかな経過をたどることも可能です。</li> <li>● <b>失敗しないよう手助けしましょう。</b> 今までできたことが少しずつできなくなり、失敗が増えてきます。失敗体験は本人の自信を喪失させ、症状を悪化させることもあるので、できるだけ失敗しない、失敗を最小限にするようさりげないフォローをしましょう。</li> <li>● <b>介護保険サービス等を利用しましょう。</b> 戸惑うような出来事が増え、介護が難しくなってきます。介護者が休息する時間も必要です。介護保険制度を上手に利用して過度の負担にならないようにしましょう。また、同じ立場の人の集まりなどで話を聞くなど、自分の気持ちを話せる場を持つことも重要です。</li> </ul>			
利用できるサービス	予防・仲間づくり (P.7)	自主サークル活動 生きがい創造学園講座 特定健診 特定保健指導		通所介護		訪問介護
	安否確認・見守り (P.7)	高年齢福祉電話貸与	緊急通報装置 救急医療情報キット 災害時援護者登録 配食見守りサービス 見守り推進員 民生・児童委員			
	生活支援・身体介護 (P.8)		家庭ごみふれあい収集事業	通所介護 認知症対応型通所介護 通所リハビリ 訪問介護 夜間対応型訪問介護 訪問入浴介護		小規模多機能型居宅介護 短期入所生活・療養介護 介護老人保健施設 高齢者ショートステイ 特定施設入居者生活介護
	家族支援 (P.9)		地域包括支援センター			ねたきり老人等介護者慰労金・衛生品支給 理美容サービス
	権利を守る (P.9)		福祉サービス利用援助事業			成年後見制度利用支援事業
	住まい (P.9)	市営住宅 養護老人ホーム慈光園 軽費老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅			認知症対応型共同生活介護	

## 7 利用できるサービス

### (1) 予防・仲間づくり

- 自主サークル活動

高齢者福祉センターや公民館では各種サークル活動をしています。活動内容は、踊りや大正琴、茶道、俳句など、様々です。☎高齢者福祉センター及び各公民館

- 生きがい創造学園講座

高齢者生きがい創造学園において、高齢者の健康維持と生きがいの創造をテーマとした講座を開催しています。☎高齢者生きがい創造学園 ☎44-4826

- 特定健診・特定保健指導

40歳から74歳までの新居浜市国民健康保険加入者を対象として実施する生活習慣病予防のための健診及び保健指導です。☎国保課 ☎65-1219

- 各種介護予防教室

要介護状態等になるおそれの高い高齢者を対象にした介護予防教室です。運動機能の向上や口腔機能の向上、栄養改善などのメニューがあります。☎地域包括支援センター ☎65-1245

- ふれあい・いきいきサロン

高齢者の憩いの場として、手芸、レクリエーション、調理等を行っています。また、希望に応じてサロンへの講師派遣もおこなっています。☎社会福祉協議会 ☎32-8129

- 高齢者福祉センターミニデイサービス

高齢者の生きがい作りや仲間づくりの場として教養講座やレクリエーション等を行っています。☎高齢者福祉センター ☎上部 43-6338 川西 33-5685 川東 32-2134



### (2) 安否確認・見守り

- 高齢者福祉電話貸与

安否確認が必要と認められる在宅の独居高齢者に対し、日常生活が便利になるように福祉電話を貸与します。市民税非課税の方が対象です。基本料金は市が負担し、使用料は利用者負担です。☎介護福祉課 ☎65-1241

- 緊急通報装置

安否確認が必要と認められる独居高齢者で、電話機が自宅に設置されている方に緊急通報装置を設置します。☎介護福祉課 ☎65-1241

- 救急医療情報キット

安全・安心を確保することを目的に「かかりつけ医」「薬剤情報提供書(写)」「持病」などの医療情報を、専用の容器(※)に入れ、自宅に保管しておくことで万一の緊急時





に備えます。☎消防本部総務警防課☎34-0119 ※容器は在庫がなくなり次第配布を終了します。

- **災害時援護者登録**

災害時に自力で避難できない人（災害時要援護者）を登録し、地域支援者により避難支援を行う取り組みです。☎防災安全課☎65-1282

- **配食見守りサービス**

独居高齢者もしくは高齢者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯の方で、心身の状態や環境により栄養改善が必要な方にお弁当を配達し、同時に安否確認を行います。☎介護福祉課☎65-1241

- **見守り推進員**

在宅における一人暮らし高齢者の安否確認を行い、不測の事故、災禍の防止を図ります。☎社会福祉協議会☎32-8129

- **民生・児童委員**

地域で生活上の問題、家族の問題、高齢福祉、児童福祉などあらゆる分野の相談に応じ、助言や指導を行っています。☎地域福祉課☎65-1237

### (3) 生活支援・身体介護

- **家庭ごみ分別収集事業**

ごみステーションへの家庭ごみの持ち出しが困難な高齢者や障がい者を対象に、戸別に訪問して家庭ごみの収集を行うことで、ごみ排出に関わる負担を軽減します。

☎ごみ減量課☎65-1252

- **通所介護・認知症対応型通所介護**

通所介護施設で食事や入浴などの日常生活の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。介護保険の認定者が対象です。☎地域包括支援センター☎65-1245 介護福祉課☎65-1241

- **通所リハビリ**

老人保健施設や医療機関等で食事や入浴などの日常生活の支援や生活行為向上のためのリハビリを日帰りで行います。☎地域包括支援センター☎65-1245 介護福祉課☎65-1241

- **訪問介護**

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・調理・洗濯などの生活援助を行います。介護保険の認定者が対象です。☎地域包括支援センター☎65-1245 介護福祉課☎65-1241

- **夜間対応型訪問介護**

24 時間安心して在宅生活が送れるように巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行っています。介護保険の認定者が対象です。☎地域包括支援センター☎65-1245 介護福祉課☎65-1241

- **訪問入浴介護**

介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴の介護を行います。介護保険の認定者が対象です。☎地域包括支援センター☎65-1245 介護福祉課☎65-1241



- **小規模多機能型居宅介護**

通所を中心に利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊りのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供します。☎地域包括支援センター ☎65-1245 介護福祉課 ☎65-1241

- **短期入所生活・療養介護**

福祉施設や医療施設に入所し、短期間日常生活上の支援や機能訓練を受けます。☎介護福祉課 ☎65-1241

- **介護老人保健施設**

状態が安定している方が在宅復帰できるようリハビリを中心としたケアを行います。☎地域包括支援センター ☎65-1245 介護福祉課 ☎65-1241

- **高齢者ショートステイ**

介護者の病気や入院、冠婚葬祭により、高齢者の養護や介護ができない場合に短期間養護老人ホームや特別養護老人ホームに入所して日常生活のサービスを受けます。☎介護福祉課 ☎65-1241

- **特定施設入居者生活介護**

有料老人ホームに入居している方が、介護や機能訓練、療養上の世話などを受けることができます。介護保険の認定者が対象です。☎地域包括支援センター ☎65-1245 介護福祉課 ☎65-1241



#### (4) 家族支援

- **地域包括支援センター**

- **ねたきり老人等介護者慰労金**

寝たきりや認知症の状態にある高齢者を在宅で介護している方に、慰労金を支給します。☎介護福祉課 ☎65-1241

- **ねたきり老人等衛生品支給**

寝たきりや認知症の状態にある高齢者を在宅で介護している方に、紙おむつを現物支給します。☎介護福祉課 ☎65-1241

- **ねたきり老人等理美容サービス**

寝たきりや認知症の状態にある高齢者を在宅で介護している方に、利用券を送付し、訪問理美容を受けるサービスを実施しています。☎介護福祉課 ☎65-1241

#### (5) 権利を守る

- **福祉サービス利用援助事業**

福祉サービスの契約や利用の手続きなどを行うことが不安な高齢者や障がい者の方に福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理のサービス、書類等のお預かりその他の援助を行います。☎社会福祉協議会地域福祉課 ☎32-8129

- **成年後見制度利用支援事業**

成年後見申し立を行う者のいない認知症の高齢者等に対し、審判申立に要する費用と後見人報酬への助成等、本人に代わって成年後見申し立手続きを行います。

☎介護福祉課 ☎65-1241

## (6) 住まい

- 市営住宅

持ち家がなく収入が少ない為住居に困窮している方に安い家賃で提供します。☎建築住宅課☎65-1277

- 養護老人ホーム慈光園

環境上の理由や経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設です。☎介護福祉課☎65-1241

- 軽費老人ホーム

家庭環境や住宅事情等により居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で入所することができる施設です。☎地域包括支援センター☎65-1245 介護福祉課☎65-1241

- サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が要介護状態になっても支援を受けながら自立した暮らしを送ることができる住宅です。☎地域包括支援センター☎65-1245 介護福祉課☎65-1241

- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者が介護を受けながら共同生活を送ることができます。介護保険の認定者が対象です。☎地域包括支援センター☎65-1245 介護福祉課☎65-1241

- 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）

定員 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所して、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けることができます。介護保険の認定者が対象です。☎地域包括支援センター☎65-1245 介護福祉課☎65-1241

- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

常時介護が必要な方（要介護度 3 以上の方）が入所して日常生活上の支援を受けることができます。介護保険の認定者が対象です。☎地域包括支援センター☎65-1245 介護福祉課☎65-1241

## 8 地域の支援

### (1) 認知症サポーター養成講座

認知症サポーター養成講座を受け、認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の方や家族を温かく応援する支援者を増やしていきます。☎地域包括支援センター☎65-1245

### (2) 認知症の人と家族の会

認知症の方を介護されている家族同士が、悩みや不安を安心して話すことができる“いこいの場”です。☎愛媛県支部☎089-923-3760 東予地区世話人☎46-5251



### (3) その他の支援

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療、特別障害者手当等、申請により経済的な支援等を受けられる制度もあります。☎地域福祉課☎65-1237

